

大阪市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市社会福祉研修・情報センターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市社会福祉研修・情報センター条例（平成14年大阪市条例第29号）第20条前段の規定に基づき公告する。

令和7年1月10日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市社会福祉研修・情報センター

2 指定管理者

大阪市天王寺区東高津町12番10号

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会・太平ビルサービス大阪株式会社共同体

構成員 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

太平ビルサービス大阪株式会社

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（福祉局生活福祉部地域福祉課）